平成２４年（フ）第１０４７号
札幌市北区新琴似11条９丁目２番７号
債務者　高橋　信博
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２号
宮城県遠田郡涌谷町字北田159番地６
債務者　佐藤　　洋（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松林　昌紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
大阪府貝塚市小瀬１丁目19番２号、前住所大阪府貝塚市澤1054番地
債務者　興明こと李憲義こと　大田　憲義
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番１―412号
債務者　中野　友晴
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
大阪府泉佐野市本町４番28―201号、前住所大阪府貝塚市窪田126番地４シャルマンフジ二色の浜827号
債務者　清原　泰治
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　英久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
大阪府泉佐野市松風台２丁目８番22号
債務者　宮本マキ子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　英久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
神戸市中央区野崎通３丁目１番29―204号
債務者　小野　陽二
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１０号
神戸市東灘区向洋町中７丁目１番地の５　ウエストコート11番街613号
債務者　岸本　靖之
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　基安
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３１号
奈良県磯城郡川西町大字保田45番地
債務者　石田　有紀
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川真田リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
鳥取県米子市皆生新田３丁目13番32号
債務者　岩﨑　康朗
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　珠希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９１号
函館市大森町29番10号
債務者　久保田ツネ
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１４１号
北海道北斗市七重浜１丁目10番33―203号　アーバン谷口
債務者　豊浦　泰幸
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１４２号
北海道北斗市七重浜７丁目10番16号
債務者　村木　美加（旧姓豊浦）
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１５０号
北海道松前郡松前町字建石53番地の50
債務者　鎌田　　強
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０６号
奈良県橿原市西池尻町281番地の２　ビレッジ壱番館205、前住所奈良県香芝市五位堂３丁目452番地の６　ルイシャトレ・シェソワ五位堂502号
債務者　吉川　伸司
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
奈良県北葛城郡広陵町大字弁財天306番地３
債務者　北川美枝子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
奈良県橿原市栄和町47番地の２　エスト橿原205、前住所奈良県高市郡高取町大字清水谷1300番地322
債務者　橋本　正範
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係